

# 科学論における自然法則と歴史法則

—文化価値哲学を中心にして—

大庭治夫

## 目次

- 一 序論
- 二 ヴィンデルバントにおける法則科学と因果性
- 三 リッケルトにおける科学論と法則概念
- 四 左右田における自然法則と歴史法則
- 五 結論

## 一序論

今日、いわゆる社会科学の中で特に数学や統計学の応用が最も著しいのは経済学であろう。ちなみに数理経済学ないし計量経済学の文献は、かなり高度な数学の知識なくしては理解しえない程である。このような傾向を有する経済学を繙くと、そこには自然科学に見られる如き所謂“法則”なるものが散見することがわかる。しかし、かかる経済学における“法則”が、自然科学における“法則”と全く同一の性質を有するものであるか否かは問題である。それ

を問うことは、同時に『科学』の意味をも問うことになるであろう。そこで筆者は、当該問題を本稿において「科学論における自然法則と歴史法則」なる題の下に考察してみたいと思う。

その前に、重要と思われる若干の問題を提起してみたいと思うが、最初に問わるべきは『科学』あるいは『学』とは何ぞやという事である。日本においては『学』なる概念は、時には『科学』と同義に用いられることがあるが、時には『科学』より広い概念として用いられることがある。たとえば『科学』を自然科学（数学を含む）の意に限定して用いる場合、いわゆる『学』とは、そのような自然科学の意味における『科学』のみならず、さらに広く哲学をも含む諸学を意味する」とにならう。これに対して外国においては『science』とか『Wissenschaft』なる概念は、日本語の『科学』のみならず『学』をも意味する概念として用いられてゐるようである。しかし、それに『philosophy』が含まれてゐるかどうかとなると、普通は含まれないのではないかだろうか。そうだとすると『science』は『philosophy』の総称が『広義の学』（*science in the wider meaning*）となることになるのではあるが。これらに加え、以下においては『science』れるは『Wissenschaft』（前述の如き『科学』と訳し、その意味で用いたいと曰ふのがかかる意味における『科学』を分類する場合、自然科学に対置されるものとしては『歴史的文化科学』、『精神科学』などの二分法のほか、最近一般に普及して使用されているのは自然科学・社会科学・人文科学の三分法であろう。それらは、いずれも自然科学に対する方法論的対立ないし素材的対立によつて異なつた分類がなされるることを表わしてゐると言えよう。

ところで今日、如上の三分法によると、たゞえば筆者の専攻する経済政策は経済学に属し、それに経済学は社会科学に属するこれまでいるのであるが、ハハ今一度そもそも社会科学とは何か、経済学とは何かという根本問題が改

めて問われる」とは決して無意味ではあるまい。けだし、何事においても、各専門分野が高度に発達した場合、木を見て森を見失う危険や、迷宮入りして出口や方向がわからなくなってしまう状態から我々を救い出してくれるのは、まれに原点に戻って改めて考え方直すことだと思われるからである。“そもそも方法論は非生産的である”というような非難が常に存在することは筆者も充分承知しているが、それにもかかわらず、あえて筆者が方法論に取組む所以は、筆者の専攻する経済学<sup>(1)</sup>に経済政策が他の学問ないし科学といかかる関係を有するかを探究したいからにほかならない。換言すれば『Ökonomie an sich』のみならず、『Ökonomie für sich』の研究も必要不可欠と思うからである。かかる要請は、政治・経済・社会・文化など現実の諸問題が深刻になるにつれて、ますます鮮明になってきたようと思われる。その意味において、いわゆるシステム論や国際関係論などを含め、学際研究あるいは学際関係論(Interdisciplinary Relationship)などとよばれるものが注目されたのは決して故なしとしない。かくて今日、経済学の領域においても、『転換する経済学<sup>(2)</sup>』とか、『広義の経済学』あるいは『当來の経済学<sup>(3)</sup>』などが呼ばれるに至った。

かかる問題意識は筆者も学生時代から抱いていたのであるが、筆者の場合は現在のところ『哲学的関係論』なる形で結実したと言えよう。これは、前述の学際研究あるいは学際関係論に属するものであるが、それが哲学的研究であるところに特色を有する。その端緒となつたものは、筆者が西ドイツ留学中に勉強した西独経済政策論『社会的市場経済』と、『西南ドイツ学派に立脚した政治経済哲学』の研究であった。そこで本稿においては、文化価値哲学を中心として、『科学論における自然法則と歴史法則』の問題を取り上げてみたいと思うのであるが、その前に『経済哲学』に言及する必要がある。

そもそも経済哲学が経済学に属すべきか哲学に属すべきかについては、いろいろと意見の分れるところであろう。

経済“哲学”という以上、それは哲学に属すべきであるというのが正論であるのかもしれない。しかし、かかる見解には異論も出て然るべきである。けだし、他の学問分野においても似たようなケースが見られるからである。たとえば、経済史は経済の歴史である以上、経済学ではなく歴史学に属すべきであろうし、そのような分類は外国においては実際に見受けられるのであるが、我国においては経済学に属させるのが普通であろう。それと同様に経済哲学も我国においては戦前から経済学者が担当して今日に至っている。いずれにせよ、分類なるものは多くの場合“便宜上”的もの”であり、従つて厳密な分類や規定は実際には困難な事が少くないことを忘れてはなるまい。かかる筆者の認識は本稿においても随所に散見しうるであろうが、まず学問が存在し、そこから現実が生成したのではなく、実際はその逆であることを思えば、上に述べた“便宜上”という言葉の意味が決して不当ではないと言つてよいのではないだろうか。無論それは、峻別されねばならない事をも不明確にしてしまってよいと言うのではない。以下に見られる如く、学際的領域が存在し、しかも特に今日、その学際研究が重要となつてきているという事実を重視すればこそ、かかる認識が有意義であろうと言うのである。ただし、ここで筆者が学際研究あるいは学際関係論と言う場合、それは単に諸科学の関係のみならず、科学と哲学あるいは哲学と科学の関係をも含む。けだし、科学の基礎をなす哲学なぐしては、学際研究あるいは学際関係論の基礎をなす科学論は成立しえないのであろうと思われるからである。

かかる意味において、筆者もまた多くの先達が行なつたように、経済学を専攻する者として経済哲学に取組んでみたいと思う。ただし、南原繁が政治学者として政治哲学を研究しながらも、その政治哲学を“原理的には”科学としての政治学と区別したように、経済哲学もまた“原理的には”科学としての経済学と区別さるべきであろう。しかし

両者の関係が密接な学問領域の場合、如上の区別が困難な場合もありえよう。それは、学問の分化に伴って、いわば必然的に生じる問題と叫んでよい問題ではながろう。そのような場合、まさに広義の学際研究あるいは学際関係論の果す役割は非常に大きいと言わざるを得ない。ただし、そのもと留意のめぐれば、それが科学と哲学を総合し、やねんよって学問の大殿堂を構築するのを企図しているのではないとする事である。けだし、学際研究(Interdisciplinary Study)は、ふねゆる“学際関係論”(Interdisciplinary Relationship)と立脚したのであって、それが云々のでななんとも思われるがめどある。

### 註

- ① 玉野井芳郎『転換する経済学』東大出版、一九七五年。
- ② 木内信胤『近来の経済学』ハレルミテ・社、一九七九年。
- ③ Oba, Zur Grundlegung der politischen Philosophie von Staat und Wirtschaft, Bochum 1978.

## II ヴィンデルバントにおける法則科学と因果性

以上おこなは“法則科学と因果性”に関するヴィンデルバントの見解を考察してみよう。順序としては、まず名著『歴史と自然科学』に見られる“法則科学と事件科学”あるいは“法則定立的思维と個性記述的思维”的考え方を考察し、その後で“因果性”に関する彼の説明を概観するであらう。それによつて我々は、西南ドイツ学派の創始者

が“法則”なるものをいかに考えていたかを窺い知ることができよう。

### (一) 法則科学と事件科学<sup>①</sup>

ヴィンデルバントは、有名なシュトラスブルグ大学総長就任講演『歴史と自然科学』において、純粹に方法論的にして且つ確實なる論理的概念に依拠した経験科学の分類を開陳した。彼によれば、この分類原理は“諸学の認識目的に存する形式的特性”である。即ち一は普遍的法則を求め、他は特殊的・歴史的事実を求める。換言すれば、一切の経験科学は実在の認識において、自然法則の形式を有する普遍者を求めるか、そもそもなければ歴史的に規定された形態を具有する特殊者を求めるものである。経験的科学のあるものは現実的生起の恒常不変なる形式を考察し、他のものは同じく現実的生起のそれ自身において規定された一回的内容を観察する。周知の如く、前者は“法則科学”(Gesetzeswissenschaft) であり、後者は“事件科学”(Ereignisswissenschaft) である。前者は“常に在るところのもの”を、後者は“かつて在りしところのもの”を教える。学的思惟は、前者の場合には“法則定立的”(nomothetisch) であり、後者の場合には“個性記述的”(idiographisch) である。<sup>②</sup>またヴィンデルバントは日本語を踏襲し、前者を自然科学、後者を歴史科学とも称するが、そのより前述の如き方法的意味において、心理学は自然科学に属するものとみなされている。<sup>③</sup>

ここに注意すべきは、如上の方法的対立が分類するところのものは知識の内容そのものではなくて、その取扱い方にやがたいという事である。同一の対象が法則定立的研究の対象でありながら、しかもまた同時に個性記述的研究の対象ともなりうることは依然として可能であるし、それはまた事実の示すところでもあろう。この消息は、即ち“常

住的なるもの (das Inmergleiche) と “1回的なるもの (das Einmalige) の対立が、ある意味において相対的である” 事と関連している。つまり、極めて長期間に直接認知される如き変化を受けず、それ故にその不变的形式に従えば法則定立的に取扱われるのも、いそう遠大な展望に対するれば、結局ある限られた期間にのみ妥当なる如れの、換言すれば “1回的なるもの” となりてしまふことがありうる。かくして「歴史的原理は自然科学の領域に搬入される」ことになると云われる所以である。<sup>(4)</sup>

次に法則定立的知識と個性記述的知識との関係を考察すると、ヴィンデルバントの場合、経験科学の特性は自然研究にも歴史学にも共通であるといふこと、換言すれば、両者はいずれも “経験” (Empirie) すなわち “知覚の事実” を出発点——あるいは “証明の前提” (Prämissen) ——より、これらの学は共に、素朴なる人間が極めて普通に “経験する” と考えて居るところのものとして満足しうる点においても一致しているという事である。即ち両者は、いざれもその基礎として、学的に純化され、批判的に訓練され、概念的労作によって吟味された経験を必要とするのである。<sup>(5)</sup>

だが彼によれば、所詮あらゆる経験科学は、同一対象に關係する全表象要素の矛盾なき一致を求めるとする究極原理においては一に帰する。されば自然科学と歴史との區別は、事實をそれぞれの認識に適応する如く取捨かるる」とが問題とされるときに初めて出現するのであり、そこから一は “法則” (Gesetz) を求め、他は “形態” (Gestalt) を求めるところ。かくて思惟は、前者においては特殊者の確立から始めて普遍的關係の把握に至り、後者においては “特殊者の愛すべき特性” に執着するであろうと。<sup>(6)</sup>

われに留意すべきは、あらゆる個別的知識に本質的な目的——大なる全体に編入せんとする目的——は、必ずしも

特殊者を類概念もしくは全般的判断に帰納的に従属せしめることのみに限られるものではないということ、即ち如上の目的は、個々の表徴が主要構成部分として全体的直観に帰入する場合にも全く同様に実現されるということである。<sup>⑦</sup>これとの関連で、彼は“実証主義の歴史哲学”を次の如く批判している。

いわく「人間の悟性が多くのものを一時に表象するのは、ばらばらな個物の共通的内容を把握することによってのみ可能であるという主張は、たしかに正しいであろう。しかし、その場合に悟性が概念と法則との追求に急であればある程、ますます個物そのものを遺棄し、忘却し、断念せざるをえない。この事を我々は“実証主義の歴史哲学”なるものの唱道したような“歴史から自然科学を作り出さんとする”試みが特に当世風な仕方で企てられるところに見ることができる。このように民族生活の諸法則を帰納しさるとき、残存するところのものは果して何であろうか。それは、如上の諸法則に漏れた数多の例外を綿密に分析することによって僅かにその面目を糊塗しうる、若干の取るに足らぬ一般的性質に過ぎぬであろう」と。<sup>⑧</sup>

だがヴィンデルバントは、個性記述的科学が普遍的命題を必要とすることを認めるにやぶさかではない。けだし、これらの命題は、斯学にして十分正確なる基礎づけを得んとすれば、ただ法則定立的科学からのみ借り来ることのできるものであり、いかなる歴史的過程の因果的説明も、事物の経過一般に関する普遍的表象を前提しないものはないからである。また歴史的証明を純粹に論理的な形式に還元せんとするときに、その証明の最高前提を成すものは、常に生起——特に精神的生起——の自然法則であると。<sup>⑨</sup>

そして彼は、名講演を結ぶにあたり、次の如き名文を残したのであった。いわく「哲学は、特殊諸科学の認識力がどこまで到達するかを示すことはできよう。されど、この認識力を超えては、哲学自身といえども何等の対象的認識

を覺るに心かどれ。法則と事件とは、我等の世界觀における究極的不思量として、心が並行するのである。學的知識が、ただ僅かに課題を規定し、問題を提出し得る、逆にこれを解決しならじむを明白に意識する如き極限止の「な、實に心に在れるのやあれ」<sup>⑩</sup>。

## 註

- ① Vgl. Windelband, W., Geschichte und Naturwissenschaft (1894). in: Präludien, Bd II, Tübingen 1924. S. 136—160. (篠田英雄訳『歴史と自然科學』岩波書店、一九四〇年、九一—六頁参照) たゞ、本論文中に出でる訳文は、筆者が修正を加えて用いたりある所を省略しておる。
- ② Vgl. Ders., a.a.O., S.145. (前掲書、一九頁、参照)
- ③ Ebenda. (前掲書、一九頁、参照)
- ④ Vgl. Ders., a.a.O., S.146. (前掲書、一〇〇頁、参照)
- ⑤ Vgl. Ders., a.a.O., S.146 ff. (前掲書、一一一頁、参照)
- ⑥ Vgl. Ders., a.a.O., S.149 f. (前掲書、一一一—一〇頁、参照)
- ⑦ Vgl. Ders., a.a.O., S.154. (前掲書、一九頁、参照)
- ⑧ Ders., a.a.O., S.155. (前掲書、一九—一〇頁)
- ⑨ Vgl. Ders., a.a.O., S.156 f. (前掲書、一一一—一〇頁、参照)
- ⑩ Ders., a.a.O., S. 160. (前掲書、一一一六頁)

(1) 因果関係と因果法則<sup>①</sup>

ヴィンデルバントによれば、いわゆる因果関係の根本形式は、以下の如く四分類されうる。

(1) ある事物は原因であり、他の事物は結果である。これは、おそらく因果関係の適用における最も根源的な種類のものであろう。そもそも“原因”は、語源的に正しく分解できるよう、新事実がそれから生ずる“根源事実”(Ur-Sache)を意味する。

(2) ある事物は、その状態およびその活動の原因と考えられる。たとえば我々は、人間を以て人間の行為の原因とよび、精神を以てその種々の意識機能の共通原因となし、物体ことに有機的関係についてはその運動の原因といっている。

(3) これと反対の関係すなわち状態および活動を以て事物の原因とする。たとえば家は、多くの活動によって建てられる。このとき誰が作業したかは重要ではない。そして作業がそれの結果としての家に対する最も直接的な原因である。そして、かかる考え方において、作業によって出来上った物と離れて、作業を他の事物に対する独立の原因と考えるならば、理論上は力および作用を完全に分離せしめることとなる。

(4) 因果関係は状態と状態との間に成立つものである——一の状態は原因であり、他の状態は結果である。(以上)<sup>②</sup>これら著しく異なる四つの因果関係の形式が日常的思考に適用されているのを顧みるとき、物および状態に対する日常的思惟の関係に応じて、それは甚しく色彩を異にするのがわかる。さらに我々の素朴的経験が常に一方では諸物の、他方では変転する諸状態の複合と関係しなくてはならないことを考えれば、同一事態の因果的解釈が方向および

選択を異にするに応じて甚しく相違するのが知られる。この事にして明かなれば、因果性について展開され難題を惹起した各種の瑣末な論争は後を絶つであろうと。<sup>③</sup>

いすれにせよ、個々の過程の必然性は何か普遍なるもの、たとえば“時間継起の規則”というようなものによつて基礎づけられていると考えられる。まさに如上の意味において、カントは因果関係を“一物が他に対して時間におけるその存在を一つの普遍的規則に従つて規定する関係”と定義したのであつた。かかる規則をヴィンデルバントは“法則”と称する。しかば、いかに特殊なものであれ、因果の主張はすべて、ある状態に他の状態をそれの結果として普遍妥当的に結びつける因果法則を暗示している。この連関に従つて、一切の生成がその原因を有さねばならぬという因果性の原理は、自然の合法則性の原理の形式を仮定する。現代の自然科学的思惟にとつては、かかる連関は漸次自明的となつたが故に、因果性の公理と合法則性の公理とは互に全く同一のものとされるに至つた、と彼は指摘する。<sup>④</sup>

さらに彼によれば、歴史的経過の因果一回性は、その全体においては因果関係と合法則性との関係を明かならしめるに適しない。けだし、世界生成における各契機の反復しえざる個別的構造は、合法則性という思想をこの一回的現象のすべてに対して無意味のものと思わしめるからである。規則的な繰返しや規則的に同等のものは、全体として体験される複合的状態の間に見出されるのではなく、却つてただこの複合体を組立てている諸要素の間にのみ見出される。即ち諸要素は、比較の可能な繰返しや合法則性を示している。個別的性質が類概念またはプラトンのイデアとしては雑多を極める現象的諸物から初めて取出さるべき恒久的存在を示すが如く、種々なる状態間の時間継起の必然性を一般的命題として表現する因果法則もまた、現実の生起の一回的複合の雑多のうちから抽象的認識を通して取出さ

れねばならぬ。それ故かかる認識に対しても、個々の生成が何故に行われるかの理由は、法則がこれを自らの普遍性の内に含むと言つ」とがである。しかし、この前提は将来の現象に対する凡ゆる我々の予見、凡ゆる帰納的思维、研究および証明の根底に存する。實にその限りにおいて、因果性の要請は合法則性の要請に移り行く、即ち時間繼起<sup>(5)</sup>から因果関係を作る必然性は、原理的には連續的反復可能性すなわち合法則性に存すると彼は言つのである。

## 註

- ① Vgl. Windelband, Einleitung in die Philosophie, 3. Aufl., Tübingen 1923. S. 141—161. (速水・高桑・山本、共訳『哲学綱領』岩波書店、一九六六年、1大1—1ベ11頁、参照)
- ② Vgl. Ders., a.a.O., S. 142—146. (前掲書、1大1—1大6頁、参照)
- ③ Vgl. Ders., a.a.O., S. 146 f. (前掲書、1大6頁、参照)
- ④ Vgl. Ders., a.a.O., S. 160. (前掲書、一七九一—八〇頁、参照)
- ⑤ Vgl. Ders., a.a.O., S. 161. (前掲書、一八〇一—八一頁、参照)

## III リッケルトにおける科学論と法則概念

前述の如く、西南ドイツ学派の創始者——したがつて文化価値哲学の提唱者——はヴィンデルバントであるが、それを総合・体系化したのはリッケルトである。ソレド以降においては“科学”と“法則”に関する彼の見解を考察するが、まず名著『文化科学と自然科学』における科学論を概観し、その後で“自然法則”と“歴史法則”に関する解

積、そして最後に“エントロピー原理”と唯物史観に対する批判的見解を考察するであろう。

## (一) 自然科学と歴史的文化科学<sup>①</sup>

ヴィンデルバントが科学を“法則科学”と“事件科学”に分類したのに対し、同じ文化価値哲学に立脚するリッケルトは、周知の如く科学を“自然科学”と“歴史的文化科学”(historische Kulturwissenschaft)とに分類した。この分類は、名著『文化科学と自然科学』において極めてポピュラーなものになつたのであるが、そこにおける彼の課題は、自然と文化という質料的対立と、自然科学的方法と歴史的方法という形式的対立とを発展させ、かかる個別科学類別の正当な事を明確にすることであつた。<sup>②</sup>

なお彼は、両類別原理の間には、一切の文化客体にとって必然的な考察が結局、歴史的方法によるそれの叙述である限りにおいて、ある連関の存すること、そして、この方法は同時に文化という形式的概念から理解されるものであることを認める。さらに留意すべきは、リッケルトの場合、自然科学的方法も遠く文化領域にまで入りこむのであるから、特に、ただ歴史的な文化科学のみが存在するのだとは言つてはならないこと、逆にむしろある点では自然科学の内部において歴史的手続きを問題としうる故、論理的考察にとっては、その結果として種々の中間領域が出来てくるが、それらの中間領域では、一方に内容は文化科学的で方法は自然科学的といった攻究と、他方に内容は自然科学的で方法は歴史的といった攻究とが相互に結びつけられているということである。これに関し彼は更に説明していわく「この連関は、それにもかかわらずまた再び、個別科学研究一般における自然科学と文化科学の対立がそのためには解消されるというような性質のものではない。我々は、むしろ我々の諸概念の助力を借り、経験的諸科学の基本対立

を次の如くにして獲得することができる。即ち、それは、歴史的文化科学の概念を質料ならびに形式の点ではつきり自然科学の概念から区画し、しかるのち更に進んで、あれほど過激的なものや中間形式はあるにかかわらず、自然的現存在の探究は“大体において”自然科学的方法に、文化生活の特殊科学的方法は“大体において”歴史的方法に従つて行われることを示すことによつて「可能となるのである。<sup>(5)</sup>

そこで以下においては、自然科学的方法と歴史的方法に関するリッケルトの説明を見ることにしよう。彼によれば、まず前者すなわち自然科学的方法に関しては、一回的・特殊的なものをば、その一回性と特殊性とを目あてに叙述する科学は存在しないのであって、そこにおいては、むしろ、すべての客体を普遍的概念——できるならば法則概念——に従属せしめることが必要である。そして自然を認識するとは、この前提の下においては実際のところ、普遍的要素から普遍的概念を構成し、できるならば諸現象に関する無制約的全般判断を下すことを意味する。換言すれば、それは、この、または、あの一回的な個別的事象にしか見出せないようなものは何ら内に含まぬということをその論理的本質とする自然法則の概念を発見することを意味する。<sup>(7)</sup>

これに対して歴史は、一回的なもの・特殊的なもの・個性的なもののそのものの叙述を以て、その課題とみなす故、自然科学の如く一般化しようとは欲しない。ヴィンデルバントは、前述の如く、自然科学の“法則定立的”手続に並べて、一回的・特殊的なものの叙述に向けられているものとしての歴史の“個性記述的”手続を立てるのであるが、それに対してリッケルトは、法則定立的手続が単に最も厳密な意味での諸法則の発見のみならず、また経験的に普遍的な諸概念の構成にも関係せしめられなければならぬという条件をつけてヴィンデルバントの命題を支持するのである。<sup>(8)</sup>それは、リッケルトが“歴史と芸術”を論ずるときに非常に明瞭となろう。彼にとつては、経験的現実の直観が

一般にいがなる科学においても、従つてまだ歴史においても、第二次的な『あるもの』であるが、あるいは単に目的に対する手段であるといふことに想到すれば、歴史と芸術の隔たりは更に大きいように思われる所以であつて、それ故に、自然科学と歴史との区別を、一は法則を求め他は形態を求めるといわれるよう規定することは『實際どうがと思ふれぬをえない』のであり、これでは『論理的に本質的な区別は無いあてられない』というのである。<sup>⑨</sup>

要するにリッケルトは、自然と歴史という純粹に論理的な二つの概念——これらの概念で以て相異なる二つの実在が考えられてゐるのではなく、同一の現実が相異なる二つの視点のものと考えられてゐる——を獲得するために、その方法からする諸科学の分類という論理学的根本問題を上の如く定式化したのである。眼の現実は、もし我々がそれを普遍的なものに着眼して考察するときは『自然』となり、特殊にして個性的なるものに着眼して考察するときは『歴史』<sup>⑩</sup>となる、と云うのである。

## 註

- ① Vgl. Rickert, Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft, 7. Aufl., Tübingen, 1926. (佐竹・豊川、共訳『文化科学と自然科学』東波書店、一九五五年、参照)
- ② Vgl. Ders., a.a.O., Vorwort. (前掲書、序文、参照)
- ③ Vgl. Ders., a.a.O., S.10—14. (前掲書、三八—四五頁、参照)
- ④ Vgl. Ders., a.a.O., S.15. (前掲書、四五頁、参照)
- ⑤ Vgl. Ders., a.a.O., S.15 ff. (前掲書、四五頁)
- ⑥ Vgl. Ders., a.a.O., S.38—50. (前掲書、七九—九七頁、参照)

- ⑦ Vgl. Ders., a. a. O., S. 38 ff. (前掲書、八〇頁、参照)  
 ⑧ Vgl. Ders., a. a. O., S. 55 ff. (前掲書、一〇一一—一〇一一頁、参照)  
 ⑨ Vgl. Ders., a. a. O., S. 75 ff. (前掲書、一一四頁、参照)  
 ⑩ Vgl. Ders., a. a. O., S. 55. (前掲書、一〇四頁、参照)

## (II) 自然法則と歴史法則

リッケルトによれば、そもそも『法則』という言葉は、その多義性が多種多様な不明瞭性と誤解の契機を与えた、そのような表現の一つに属するのである。だが哲学においては、人は、かかる多義性を少くとも決定的な所においては避けるべしであり、これがにせよ、歴史の法則を探究するという課題が歴史哲学に立てられるならば、これは、人が法則の名の下に自然法則の如きのを理解する場合、ただ一つの明確な意味を有するべしである。

ソイドモ、自然法則に関する彼の説明を見ぬ」といふよう。彼は、自然科学において単に経験的に普遍的であるのみならず、無条件的に普遍的な判断——その内実がすべての事象および事物に妥当し、このであらうとむ常に存在しうるが如き判断——を形成するにいがでないと仮定する。そこから、現実の見渡し難き多様性が、これによって、今まで单独で考察されていた様々の普遍性——諸判断が有しうる普遍性——によつて充分に克服せらるゝことが判明する。そして彼は、そのような直接には経験されない現実に関する“何があるかの”を含んでくる判断を“自然法則”と称すのである。やえに彼は、『見渡し難きほど多種多様な個別形成体の無限量』(eine unübersehbare Fülle von unübersehbar mannigfaltigen Einzelgestaltungen)を“その内容が、その論理的内実の中にも自然法則が潜ん

でいる“諸判断から構成されているという前提の下にのみ一概念で以て把握するであろうと言つても差支えない”とい  
う。そして、かかる自然法則は“内容的には、人が物理界の拡張的多様性を克服するのに役立つものと符合する”と  
いうのである。

しかし、これを更に一層つきつめて行くと、そこに人が一般に無条件的普遍性を有する法則概念を形成しうる前提  
から原理的には区別されない一つの前提のみが必要となることが判明する。かくて彼は、いわば諸法則の合法則性——  
一様々な自然法則を包括する究極的法則概念——を妥当と見なすとき——より正確に言えば、人が合法則性をも一層  
単純化することができ、それによつて我々を一層究極的法則概念の形成に接近させるということを前提するとき——  
“一連の見渡し難き程の自然法則に到達する”のであると<sup>(4)</sup>いう。

いずれにせよ、個別的で直観的であるが如き経験的現実が、いかなる自然科学的認識にも立ち入らず、あらゆる自  
然科学的認識の限界を形成するというリッケルトの指摘は首肯しうるものであろう。自然科学が、“ある時ある所で  
は決して再び出現しない唯一性および個性をもつて実際に生ずる事柄”については何も語らないことは、自然  
法則の概念の本性である。ゆえに、あらゆる自然法則が、もしも一つの事柄が起るならば別の事柄も起るという具合  
に、いわば“仮説的”判断において全く適切に定式化されうるということが次第に意識されるようになる。<sup>(5)</sup>

つぎに自然法則と因果法則との関係に関するリッケルトの考え方を考察してみよう。もしも、すべての歴史的生起  
が因果的に規定されていると考えるならば、そこから必然的に歴史に対しては、この生起の因果法則を確認するとい  
う課題が生ずる。そのさい“客観的現実”一般の概念にとつて不可欠な普遍的（認識論的）前提は、特別な科学的目  
的にとつて意義を有する特殊な（方法論的）概念形式から分離されないゆえ、今や“ある程度は”誤謬が生ずるよう

にならうと。いすれにせよ注意さるべきは、因果性の概念を自然法則と同一視してはならぬということである。そのような誤解が生ずる理由は、おそらく人が『よつてもつてすべての生起がそこに原因を有する』前提を『因果法則』と称することに存する。たしかに名称それ自身に対しては何も異論は立てられないが、その名称は人が『法則』の名の下に自然法則の如きものを理解する場合、ただちに『考慮を要するもの』となる。即ち、その場合に経験科学の自然法則は、下位概念が上位概念と対比される如く、普遍的因果法則と対比される『何があるもの』として把握される。そして、そこから全科学が『普遍的因果法則の下に立つ生起』に対する特殊な因果法則を探究するという課題を有するという推論が生ずるようと思われるが、この見解は支持されえない。<sup>(6)</sup>

けだし、そこに潜んでいる誤謬は、自然法則の探究と因果法則の妥当との間に実際は一つの連関が存する故にのみ即座に洞察されるからである。即ち『現実的存在の慣行的因果規定性の仮定』(die Annahme der durchgängigen kausalen Bestimmtheit des wirklichen Seins) は、自然法則一般の定立を初めて可能とする前提と見なわれへる。しかし、おれに如上の事が正しい場合、自然法則を初めて『可能』とする前提が、もはや自然法則ではありえない」と、それ故それは、普遍的類概念が特殊的種概念と対比されるようには自然法則と対比されえないことは明らかとなる筈である。因果性と自然法則性は、この理由からも峻別されねばならない。<sup>(7)</sup>しかも、我々が両概念間に存する関係を充分に取扱わなくても、次の三つの概念を区別するならば『それで我々の目的は充分に達成されたことにならう』といふ。

まず、すべての生起がその原因を有するという前提を、リッケルトは、それを経験科学の自然法則から区別するため、因果法則とは呼ばず、因果性の原則あるいは因果原則と称する。それは、因果性の範疇が各々の経験的現実に妥

当する」とを意味する。すると、各々の原因および各々の結果が各々の他の原因および各々の他の結果とは異なつて  
いるから、原因と結果の各々の現実的連関は、彼の用語によれば、個別的原因連関ないし語の最も普遍的な意味にお  
ける歴史的因果連関と称されねばならぬ。無論、因果性の普遍的範疇が個別的であるといふのぢやないが、彼が原因  
と結果の関係と称する各々の現実的連関は、必然的に“一回的・個別的原因断片”(ein einmaliges, individuelles  
Wirklichkeitsstück)と考えられる。結局“個別的あるいは歴史的連関が、それと他の因果連関と共に通じてゐるの  
に向うて考察されるとき、あるいは”その内実が、裁量的に多くの個別的原因連関において繰返される——これが各  
々の自然法則に妥当する如く——事柄から構成されている無条件に普遍的判断が形成されるとき、彼は因果法則につ  
いて語つてゐることになるのである。<sup>⑨</sup>

要するにリッケルトは、個別的・歴史的原因連関と普遍的・自然科学的原因連関を区別するのであるが、るために両  
者を因果原則あるいは因果性の範疇——その妥当は歴史的ならびに自然科学的原因連関の前提を形成する——から区  
別する。そして如上の三分類が重視されるや否や、そのようなものとしての因果結合の概念は、自然法則性の概念を  
含まないことが判明する。一回的・個別的原因系列の概念すなわち個別の経験世界に対する因果範疇の適応は、むし  
ろ、その実質的個性の叙述が自然法則の概念と符合することを除外する。<sup>⑩</sup>

さて、自然法則および因果法則に関する考察はこの程度にして、ついに歴史法則に関するリッケルトの説明を見る  
ことにしよう。彼によれば、現実がその個別性と特殊性において把握されるべきという場合、それを普遍的概念の下  
に入れようとしたり、法則として必然的に普遍概念である“歴史的なるものの諸法則”(Gesetze des Historischen)  
を定立せんとしたりするることは、全く論理矛盾に過ぎないと云ふ。かかる法則概念は、自然科学のすべての概念のよ

のと、我々が一回自然法則と個別的である事柄だけを取るに興味などある。ふつて、歴史学 (Geschichtswissenschaften) ——前述の『歴史科学』 (historische Wissenschaft) の区別に注意——の由来は、現実をその個別性において捉えようとする。しかし、それは、実質的質料——その『歴史』を人は知りたゞむ時いたゞむのだが——の法則を捉えようとする成功をねざす問題、一層確實に問題であるとするべ。いまの『歴史の法則』 (die Gesetze der Geschichte) が、捉えようとする多かれ少なかれ困難であるのではなく、むしろ、『歴史の法則』 (das historische Gesetz) の概念は、我々が歴史的なものの概念を、いじりで挙げられた純粹な論理的な意義の中に受取る場合に、『形而下題』 (contradiccio in adjecto) を含むのである。歴史学と法則科学は、一方が普遍的なもの、他方が特殊的なものの法則を述べる際は、法則には相互に排斥しあうのである。<sup>(1)</sup> ただし、普遍的なものの叙述は、決して個別的なものの叙述ではあり得ないからである。

## 註

- ① Rickert, System der Philosophie I, Tübingen 1921. S. 221 ff.
- ② Vgl. Ders., Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung, 5. Aufl., Tübingen 1929, S. 57 f.
- ③ Vgl. Ders., a. a. O., S. 61.
- ④ Vgl. Ders., a. a. O., S. 62.
- ⑤ Vgl. Ders., a. a. O., S. 201.
- ⑥ Vgl. Ders., a. a. O., S. 375.
- ⑦ Vgl. Ders., a. a. O., S. 375 f.
- ⑧ Vgl. Ders., a. a. O., S. 376.

⑨ Vgl. Ders., Edenda.

⑩ Vgl. Ders., a. a. O., S. 376 f.

⑪ Vgl. Ders., a. a. O., S. 229 f.

### (III) ハントロピー原理と唯物史観批判

ハントロピー原理および歴史法則との関連で一つの問題すなわちハントロピー原理と唯物史観に関するリッケルトの見解を考察する」とは決して無意味ではあるまい。

まず自然法則に関する“ハントロピー原理”なるものは、リッケルトによれば、一切の運動は漸次熱に変じ、一切の強度の差は次第に平均化されるかい、世界には一般的な“熱の死”(Wärmemod)が起らねばならぬと説くが、この原理は明かに一般化的概念構成の産物である。しかも、それによつて同時に語の最も包括的な意味における“世界史”的経過が規定されるように見える、否それどころか人々は、世界は結局みなや“誰からも抱かれない時計仕掛け”的に停止しなければならぬといふの説を、むしろ世界の“発展法則”(Entwicklungsge setz)だと称したところである。<sup>①</sup>

もしもハントロピー原理が真に歴史的法則であつて、物体界のどんな部分でもこれを類の見本として、それに従属せしめうる普遍的概念たるに止まらぬのであれば、それは語の最も厳密な意味における一回的世界全体に適用しうるであらう。けだし、かかる場合にのみ、それはこの“歴史的”全体の歴史について何事かを言いうるだらうからである。しかし、それは物的 세계全体という概念を考えるや否や不可能であることが判明する。けだし、現実は単に内

包的に究め尽し難いのみならず、外延的にも究め尽し難いからである。換言すれば、現実の異質的連続は、単に小なるものにおいてのみならず、大なるものにおいてもまた全く限界を見失わしめる程のものである。従つて、究め尽しうべき有限の量的事物を前提する“法則”をば世界全体に適用することはできないわけである。かくて“熱の死”といふ概念は、問題がエネルギーの一定量に関するのでなければ意味を失うのであると。<sup>②</sup>

さらにリッケルトは、唯物史観の問題をも論じている。彼は、普遍的概念が最も大きい場を占めるのが経済生活を対象とする文化科学すなわち経済学であることを認めるとともに、歴史を経済史としてのみ研究せんとする試みが不当であることを単に指摘するに止まらず更に「本質的なるものと非本質的なものとを区別する根拠にしている原理を恣意的に選択し、全く非科学的な政党荷担をなす試みのうち、その全体の方向が極端となつたもの、その一つの典型的実例が唯物史観だ」ときめつけ、唯物史観の論理的由来を以下の如く説明する。「それは大部分、社会民主主義に特有な願望に左右されている。指導的文化理想が民主的であるために、過去に關しても偉大な人格を“非本質的”と考え、原因が大衆にあるもののみを承認せんとする傾向が存する。従つて歴史記述は“集團主義的”となる。かつまたプロレタリアートの立場、ないしは理論家たちが大衆のそれと見なす立場からは大体、より多く動物的な価値が問題となるところから、ただそれらの価値と直接的関係のあるもの即ち経済生活のみが本質的となり、従つてまた歴史は“唯物論的”となると。そうだとすれば、それは経験的な、ただ理論上においてのみ価値へ關係づける歴史科学ではなくして、むしろ実践的に評価し無法かつ無批判に構成を行う歴史哲学である」と。<sup>④</sup>

かくて唯物史観に対するリッケルトの批判は、止まるところを知らぬが如き觀さえある。しかし、この点は彼の文化価値哲学を知る上で非常に重要な思われる所以で、少し長くなるが敢えて引用を続けたい。いわく「それのみか、こ

」では無条件に指定された諸価値が標準となる結果、それらの価値に対して有意義なものが変じて『これのみ真に存在するもの』となり、従って経済的文化以外の文化は悉く単なる“反映”(Reflex)となつてしまつたのである。かくて、いにしへ生やるものは、形式の些じよじよなプラトンの觀念論ならし概念實在説の構造を呈する全く形而上學的な解釈である。価値は変じて“眞にいれのみ現実的なるもの”となる。相違するいわば、ただ頭と胸との理想に胃の腑の理想が取つて代りただけである」<sup>⑤</sup>。

### 註

- ① Vgl. Rickert, Kulturwissenschaft und Naturwissenschaft, S. 123. (前掲書、110頁)
- ② Vgl. Ders., a.a.O., S. 123 f. (前掲書、110頁—111頁、參照)
- ③ Vgl. Ders., a.a.O., S. 111 ff. (前掲書、185—189頁參照)
- ④ Vgl. Ders., a.a.O., S. 112. (前掲書、186頁)
- ⑤ Vgl. Ders., a.a.O., S. 112 f. (前掲書、187頁)

## 四 左右田における自然法則と歴史法則

今まで我々は、西南ドイツ学派なかんずくヤンデルバントとリッケルトの文化価値哲学における科学論および法則概念を概観してきた。そこで以下においては同一主題について、同じく文化価値哲学を發展させた日本の第一人者、左右田喜一郎の見解を考察する。ただし、筆者の解する限り、経済哲学を専攻した左右田は、その道においては歴史

的にも日本において開拓者の存在であり、その意味において特に筆者の関心を深めるからである。

### (一) 自然法則に関する考察<sup>(1)</sup>

左右田は、自然法則に関する研究の冒頭において、実際に自然法則を意識するためには必然的に、帰納法に似た方法を、しかも範囲は大小いずれともなりうるが如き前提の下に用いねばならぬことを認める。しかるに自然法則的因果律概念を個々の事実から展開するためには、その展開せんとする因果律の概念および、その普遍的妥当性すなわち「根本に横たわる自然法則」を『a priori』（先天的）に前提せねばならない。彼によれば「これ即ち自然法則は個々の事実から経験的に導かれ、しかもある意味においては、その個々の事実から本質的に独立しているために、論理的独立性したがつて『自由なる意義』を有する』<sup>(2)</sup>とを語るものである」と。かくて自然法則は、その本質上、単に経験的・普遍的妥当性を要求するのみならず、無条件的・普遍的妥当性をも要求するものにして、この自然法則の無条件的・普遍的妥当性は、経験的には『仮説的還元法』(ein hypothetisches Reduktionsverfahren)に基づくものであるが、ここに一つの問題が存する。即ち「ここに論理的構を認める」ともできぬ。しかし我々の認識衝動は、この構を超えることを不斷に要求してやまない。この基盤は、不確実なるを免れずといえども、しかも尚この上に凡ゆる認識と経験とは築かれねばならない。これ言う迄もなく一般に認識および経験の内的本質を現わしたものにほかならないものである」と。<sup>(3)</sup>

ところで、以下において自然法則に関する左右田の見解を考察する前に、まず彼の科学論あるいは方法論を見ることにしよう。

彼によれば、そもそも現実体そのものは單なる混沌に過ぎない。かくて我々の認識は、まずこの現実体を所与として考察するところから始まる。かかる所与としての現実体は“外延的および内延的多様”(extensiv und intensiv manigfaltig)にして、且つ現実体そのものとしては認識の論理的出発点である。然るに現実体それ自らは、多様にも非ず单一にも非ずして、我等の認識行為によつて初めてそうなるのである。すべての科学は、この混沌たる多様を单纯化し、客観的に妥当する一つの体系にもたらすところに、その究極的帰趣を有する。即ち諸科学は全部の体系であつて、それは我等の内的認識衝動を充すために形成されるものにほかならない。然るに、この共通的基盤の上に種々なる構造が築かれ、それらは相互に独立しているものである。そして、これらはすべて、人間の一一定の認識論的欲求に適応するものであるといふ。<sup>④</sup>

さて、ここから科学論の相違が生じる。左右田によれば、一方においてディルタイやヴァントは、この相違の根拠を科学の対象そのものの中に求め、科学を“自然科学”と“精神科学”とに分類し、他方においてヴィンデルバントやリッケルトは、この認識追求の充足の仕方を認識の帰趣および基盤に鑑みて“自然科学”と“歴史的文化科学”に分類したのである。

左右田は、後者の方法論ことにリッケルトによつて唱道せられた解釈に“多くの点において”賛同した。すでに前章「リッケルトにおける科学論と法則概念」で明かにした如く、リッケルトは、すべての経験的科学が方法によれば“普遍概念的か個別概念的か”換言すれば“自然科学的方法か歴史的方法か”的いづれかとなり、素材によれば“自然か文化か”的いづれかとなる。要するに、如上の両対立すなわち論理的および実質的対立を結びつけて表現すれば「素材ならびに方法に顧みて歴史的文化科学は自然科学に対立する」という事になる。ここで左右田は、かかる自然

科学と歴史的文化科学との対立には三段階の概念発展が含まれており、それは自然科学におけるよりは、むしろその対極たる歴史によって、より明かに考察されると解釈する。<sup>(5)</sup>

最も「左右田によれば、リッケルトは『普遍と特殊』(das Allgemeine und das Besondere)、『自然と歴史』(Natur und Geschichte)、『自然と文化』(Natur und Kultur) から三つの対立を提示したのであった。まず第一の対立から第二の対立に至るために、特殊の系列から歴史的価値に係わらしめられる必要のない個物を排除せねばならない（自然所産、文化所産いずれにしても個性一般から史的個物性への過渡）。更に第二の対立から第三の対立に進むために——方法論的対立から素材的対立に進むために——リッケルトは、歴史の系列から人的『文化価値』には関係ないものを排除する（歴史的個性一般から一般的文化価値に係わっている歴史的個性への過渡）。

しかし左右田にとっては、リッケルトが論理的対立と素材的対立とを結合する要素およびそれに適さない要素を排除する究極の根拠がいすこにあるかという事は『全く解し得れる所である』といふ。更に左右田は「然るにもし、よつてもう一回の両者の本質を異にする対立を内的に接触せしめるための最高原理なしごとく、これで厳正に理論的に論ずれば、全く軌を一にする反対の結合方法を用いうべき事ともなるであろう。それ故、方法の対立から素材の対立を誘導することができないとすれば、何故『歴史的文化科学』という言葉を以て『自然科学的文化科学』という表現以上に遙かに結合せるものとして認めねばならないか、との理を解するをえない。従つて、かかる解釈の当然の結果として、リッケルトは両科学の間に全体の科学体系において少からぬ範囲を占める『中間領域』なるものを認めねるをえなかつた。それ故、もし自然科学と文化科学との両領域において『個別概念』と『普遍概念』との論理的区別を許さないならば、如上の分類特有の出発点は既に失われた」も同然であるというのである。要するに、リッケルト<sup>(7)</sup>

の所論が正当なりえたためには、まず何故に論理上の対立と実質上の対立とをかくも密接に接触せしめ、且つ、かかる二つの特定の方向に性格づけられたる接触をあらしめたかという問題、換言すれば、いかなる“価値概念”(Wertbegriff)、あひて、彼を導き因縁の概念（実質的には自然と文化、論理的には自然と歴史）を特定の方向に向むしめるかという根本問題に答える所がなければならないと左右田は言うのである。<sup>(8)</sup>

けだし、がく強調するは、二個の認識目的が可能なりという事が、今や自然法則の論理的構造を究明するにあたつて特に重要な意義を有すると思われるからである。左右田も、各自然科学が、現実体の多様なる混沌を統一し、それによつて統一的因果法則をもたらさんという究極帰趨を目標として有する」とを認めるのにやぶれかではない。然るに彼によれば、最も厳密な意味における最も普遍的法則は、もはや経験の基礎の上には存せずして究極物概念が概念的法則構成の要素として既に仮説的に立てられてゐるのであり、従つて“究極物”(letzte Dinge)は仮説的・不变的かつ不可分にして、量的にも質的にも相等しいと考えられた思考の所産にほかならないといふ。さらに左右田によれば、ヴィンデルバントおよびジンメルの両者は、歴史特有の意義を立証するのに“その究極帰趨を以て多様性の統一にありとする自然法則そのものの存在を確実にするためには、人間の認識は自然法則を構成する場合、結局この我等の認識にもはや還元すべからざる大きさを許さればならない”といふ点においてなしていふのであると。即ち「ヒヒに一面、人間悟性の究極の限界を認め、他面ここからして逆に認識一般の出発点およびその方向を規定せねばならない。認識帰趨に自然科学と歴史との区別あるは、この意味において單に我等の意欲に従つて然るに非ずして、それは我等の認識そのものの二元性に基づいて絶対的に制約されてゐるのである。」<sup>(11)</sup> それ故この二元性は、認識行為の根本原理を意味するものにほかならない」と。

かくて今や、この二元的認識目的が可能であるという事実は、左右田が正当に指摘している如く、経済学一般の論理的・方法論的構造を樹立する場合に少からぬ意義を有する。けだし、左右田は如上の論理展開からして、経済学はその究極的最終目的を尋ねるならば“全体としては”一個の歴史科学なりと断定するからである。従つて、普遍化的考察方法は、彼によれば、それがたとえ経済学の種々なる領域において事実行われうるといえども、本来の経済学に対しても、他の補助手段と共に一つの補助手段を意味するに過ぎないのである。<sup>(12)</sup> かくて左右田は、経済学が他の諸科学と等しく、所与の現実体に対し、普遍化的・自然科学的概念構成と個別化的・歴史的概念構成とを自由に選択採用することができることを認めるにやぶさかではないが、しかし前者の自然科学的考察方法は、経済学に対しては不完全なるのみならず、全然本来の経済学的概念構成しえないと言うのである。換言すれば「自然科学的考察方法には、すべての具象的現実体が、よって以て初めて歴史的形態となるべき文化価値に係わらしめられるという総合的因素を全く欠いているのである。この意味において、本来の経済学は一つの歴史科学であつて、ここにおいて経済心理学は一個の保全的部たる任務を遂行しえない。歴史的文化価値に係わらしめられたる経済現象は、かくして歴史科学たる経済学の対象たるものである」と。

かくて左右田によれば、一方において文化科学的・普遍化的考察方法が、本来の本源的な自然科学的概念構成および法則構成と全く異つていてこと、また自然科学的概念構成および法則構成においては、歴史的意義は全く没却されてしまい、これが自然科学的考察方法の唯一可能な制約であることが判明したことになる。だが他方において、いわゆる“文化科学的普遍化”なるものは、彼によれば、考察された経済現象の個別的・歴史的意義を常にその現象の中に嚴存せしめ、その表面においてのみ現象の“規則性”——普通“経験的法則”(empirische Gesetze)と称せられ

る——が論ぜられるのである。然るに、本来の自然科学的普遍化の目的とする所は、まさに“自然科学の完全なる認識帰趣たる無条件的・普遍妥当的自然法則”——より適切に言えば“因果法則”——の構成にあるという。ここに左右田は、因果法則の本質が普遍妥当性にあって個別的・歴史的意義を少しも示さないこと、そして経済学は如上の認識目的を峻拒することを重ねて力説するのである。<sup>(14)</sup>

さて今や、経済学の論理的本質を他の側面から解明すべく“自然法則”そのものの構造を左右田の説明を手がかりに探究せねばならぬ。彼によれば、自然法則の樹立は、前述の如く経済学本来の認識目的に相反するものであり、そもそも自然法則は認識の二元的根拠に立脚するものであつて、自然法則固有の意義が時と共に多少変化したり、理論的に種々異なる意味に用いられるのは、まさに究極において不変的統一にもたらすことができない二元性の結果にほかならないのである。よつて左右田は「自然法則の定義は、他の哲学的諸概念の如く、一義的に規定するを得ない」と断ずる。

最後に左右田は、因果法則と経験的法則との論理的区別を明かにせんとする。彼によれば、そもそも因果法則とは、ある仮説に基づくものであつて、この仮説は人間の思惟一般の可能性の根拠をなすものであり、この根拠によつてのみ因果法則は、その無条件的必然的普遍妥当性を、その実際的場合に適用せられうる程度の問題を全く離れて要求することができ、従つて「たゞ現実体において適用されうる一つの場合すらなしとするも、純理論的には決して、その論理的独立性を失わない」<sup>(15)</sup>

のである。かくて彼は、因果法則が如上の意味において論理的妥当性を有することを確認する。

これに対しても“経験的法則”は本質上、因果法則とは全く異なるという。けだし、経験的法則は、彼によれば“経験

における類似の抽象”であつて、これによつて経験の規則性が形成されるのであり、その論理的根拠としては因果法則の有するが如き“仮説”を持たない。換言すれば、それは單なる経験的普遍妥当性を有するにすぎず、その論理的価値は、もつぱら現実体における適用性に依存するのである。更に左右田は次のように説明している。「たとえ數億の事例にその妥当性を要求しうる“経験的法則”といえども、それが一つの事例に適用されなければ、即座にその意義を失わねばならない。かくて、因果法則の無条件的・必然的普遍妥当性と経験的法則の経験的普遍妥当性との間に超ゆべからざる溝が存するのである。因果法則と共に経験的法則をもまた“法則”と称するに至つた誤謬は、ひとえに因果法則を樹立する場合に常にまず発生的に“経験的法則”的形態を見出さねばならない、という事にのみ基づいている。発生的に言えば、規則性の形成は常に因果法則の前段階である」と。

かくて因果法則と経験的法則との実際的区別は、彼によれば「経験的法則は、その命題そのものにおいては何ら因果法則的関係を語つてはいない」という事である。<sup>(18)</sup> たとえば二個の相繼起する事実が関連なしには起りえないことを証明するためには、彼の言う如く、“直接間接”因果律を普遍的必然性として前提せねばなるまい。だが一方において二個の出来事が“何故またいかにして結合し制約するか”という関係を明示する因果法則は一定の場合においては唯一無二であるのに對し、経験的法則は、同一の場合に立場の相違に基づいて相背反することなくそれぞれ成立しうるため頗る複雑となり、我々に對して特に重大な問題になるというのである。前述の如く、自然科学の第一歩は現実体の多様性を単純化して認識秩序にもたらすことであるが、それに対しても、左の如く、この認識目的の完成すなわち普遍妥当的因果法則の構成を以て実現される。更に彼いわく、「究極物に係わる因果法則が全般に適用されうるに及んで初めて、あらゆる自然科学の努力は、現実体のすべての性質を数量化するという帰趣を有

するに至るのである。経験的法則は、方法に従えば——妥当性に従つてに非ず——これをたとえて言えば、この究極に妥当する最終帰趨に至る途上における様々な一里塚にほかならない。されば経験的法則は、諸種の実際的認識目的——これは諸領域において統一することができない——に相応するものである<sup>(19)</sup>と。

かくて左右田は、経験的法則の論理的性質を更に解明するため「ある事物の存在、ある関係の存在に対する問題」<sup>(20)</sup>すなわち“一定の現実体一般の存在に対する問題”そして“何故に事物と関係とが一定の時一定の所において存在するかという問題”に解答を与えると試みる。その結果「一度は事物概念のため、次には関係概念のため——一度は“いかにして”という問により、次には“何故”という問により——事物を全般にわたつて残りなく知らんとする企図は必然的に失敗せざるをえないが、更に深く関係概念を追求すれば“逆進的にのみ”最後の仮説に到達することができる」という結論に達する。但し、かかる仮説から“前進的に”具象的事実に進むことはできないといふ。従つて、我々の認識のなしうる唯一可能な事は“現実体の一面向的解釈のみ”とならざるをえない。

更に彼は、これと関連した問題として、まず経験的法則における概念と究極物との関係、つぎに如上の概念と現実体との関係の問題を挙げる。彼によれば“不变的かつ不可分的にして量的にも質的にも同一なる究極物”には本質上、いかなる性質といえども全然含まれていないので、ある具象的・経験的現象を解明するためには“現象の事情に従つて、この究極物から多少遠ざかり、以て解明される現象に対し、これを例えて言えど、ある色彩を与える”ことが必要であると。かくて「この新に得た表面上に規則性を認識し、それに対しても経験的法則を構成することができる故、ある経験的法則における概念は、この根本関係から明かなる如く、まさにこれ究極物と具象的現実体との間に存立するものである」という。けだし、かかる現象は、根本的概念が要求するように、この世界において絶対的かつ純

粹には決して現われえず、また如上の概念は、所与の現実体に対する関係から見れば、常に一個の思想上の形像であつて、そのままでは決して現実的具象性の中に存しえないからである。以上の如き見地からすれば、我々は純理論的に考える場合、二種類の自然法則——因果法則と経験的法則——によつては、ある単純な事物の存在といえども演繹的に導く」とはできない」となる。かくて「唯一の策はカントと共に『神的連鎖の指示』(Andeutung göttlicher Zweckzusammenhänge) を求むるにあるのみ。しかも、これは理論的にはもはや証明しえないものである」といふやうな言ふべきである。

かくて、再び想起さるべきは、論理上一面的抽象の基盤に立脚する法則——たとえば経済法則——によつては、諸種の現象を単に一面的にしか解明できぬ」という事である。それ故ここに、自然科学における認識目的と歴史的文化科学における認識目的との区別が重要な意味を有するのである。かかる両者の根本的相違を左右田は繰返し強調していわく「かようすに抽象された自然法則によつて自然現象を一面的に解明でき、かくて得られた知識を實際上適用する場合に何ら不確実な結果をもたないことは、自然科学の例が無数に示す所である。しかし、経済学もしくは歴史的文化科学一般は、その事情を全く異にする。我々経済学徒は、経済現象を具体的なものとして究明し理解せんと欲する。……論者は、一般的・自然科学的概念構成ことに自然法則の論理的性質とその演繹的価値とが、歴史的文化科学たる経済的特有の認識目的に一致しえないと、いう單純な事實を決して忘れてはならない。自然科学的概念構成は、経済学においては第一義的にして断じて第一義的たりえない」と。<sup>(23)</sup>

- ① Soda, Kiichiro, Die logische Natur der Wirtschaftsgesetze, Stuttgart 1911, S. 17—44. (卷本原 1 號『經濟法原』之譜  
理論書) 並於書中「一尺二寸半」及「一寸四分」參照)
- ② Ders., a. a. O., S.18. (前揭書、111頁)
- ③ Edenda. (福樂書、1111頁)
- ④ Vgl. Ders., a. a. O., S.19 f. (福樂書、111尺—1117頁、參照)
- ⑤ Vgl. Ders., a. a. O., S.20. (福樂書、1117—1118頁、參照)
- ⑥ Vgl. Ders., a. a. O., S.20 f. (福樂書、1118—1119頁、參照)
- ⑦ Ders., a. a. O., S.21. (前揭書、1119頁)
- ⑧ Vgl. Ders., a. a. O., S.22. (福樂書、1110頁、參照)
- ⑨ Edenda. (福樂書、1111頁)
- ⑩ Vgl. Ders., a. a. O., S.23. (福樂書、1111—1112頁、參照)
- ⑪ Ders., a. a. O., S.23. (前揭書、1112頁)
- ⑫ Vgl. Ders., a. a. O., S.24. (福樂書、1112—1113頁、參照)
- ⑬ Ders., a. a. O., S.29. (前揭書、1115—1116頁)
- ⑭ Vgl. Ders., a. a. O., S.29 f. (福樂書、1116—1117頁、參照)
- ⑮ Ders., a. a. O., S.30. (前揭書、1117頁)
- ⑯ Ders., a. a. O., S.33. (前揭書、1111頁)
- ⑰ Ebenda. (福樂書、1111頁)
- ⑱ Ders., a. a. O., S.34. (前揭書、1116頁)
- ⑲ Ders., a. a. O., S.35. (前揭書、1117頁)
- ⑳ Ders., a. a. O., S.38. (前揭書、1111頁)
- ㉑ Ders., a. a. O., S.39. (前揭書、1111—1112頁)

- ㉙ Ders., a. a. O., S. 40 f. (前掲書、七八頁)  
㉚ Ders., a. a. O., S. 43. (前掲書、八一—八二頁)

### (II) 歴史法則に関する考察<sup>①</sup>

左右田は冒頭に「歴史法則ありうるや否や、これ新歴史哲学の中心問題なり」と言う。<sup>②</sup> 但し、本節で左右田にとって重要な事の一つは、たとえ因果法則と他の自然法則とを求め得ることができたとしても、それによって、歴史的個体として周知の意味に解せんと欲する一つの具象的形態を確定するために、更に演繹的進行をなすことはできないという事を確認することであろう。換言すれば、これ即ち「歴史的出来事を文化価値に係わらしめられた進化の過程の中に存する自足的個体として考察しようとする」ものであり、しかも「そうせねばならない所にまさに歴史的認識が自然科学的認識から区別される点が存在する」<sup>③</sup>ことを再確認することにほかならないのである。

この事を明かにするため、彼は「近世資本主義の生起するところ必然的随伴現象として社会主義生起す」という命題を用いる。<sup>④</sup>これを経験的法則として考察するのみならず、また社会心理学における因果法則として考察するときは、ハシから世界各国における社会主義に関しては何ら歴史的・具体的知識を得ることができない。けだし、この命題における概念は、ハシから歴史的認識目的に従つて各国における社会主義の具体的形態を明かにするには余りにも普遍的すぎるからである。しかし左右田によれば、経済学的討究は、この場合、当該諸国における現象の特異性を説明せんと欲する。即ち「ハシにおいて結局、我々は共通的第三者に帰一しえない二個の認識帰趨を有する。多くの歴史家および経済学徒が實際に行なつているように、一の認識帰趨を以て他の認識帰趨と考察する如きは断じて許さる

べきに非ざるは勿論、もしも絶対そうあらしめんと欲するときは、これ我々の認識の実際的意欲に對して悖るものである」と。<sup>⑤</sup>

次に彼は、個々の歴史的出来事から一般的因果関係を得んと欲する者を、その目的に従つて以下の如く三分類する。第一は、かかる因果関係の発見を以て史的討究の自足的終極目的なりと解する者、第二は、かくて見出されたる法則によつて歴史的進化の過程の過去現在未来を一つの間隙もなく演繹的に説明せんと欲する者、そして最後に第三は、かかる法則に単なる“発見手段としての価値”(heuristischer Wert)を付与し、これを以て精々将来の進化の傾向をほぼ予見せんとする者である(但し、この分類は實際においては相錯綜し、相互に截然たるをえない)。<sup>⑥</sup>

以上の各々に対し、左右田は以下の如き批評を加えている。まず第一の場合は「歴史における自然法則を厳密なる意味において肯定する論者で第一の帰趣を抱くとすれば、かかる方法もまた“一つの”考察方法として存立しうる」と自然科学的社會心理学におけるが如し、との意味においてのみ許容することができる。ただ、かくの如き帰趣の実現は、現代の科学の状態においては殆ど不可能である」と。これに対し、同じく第一の場合でありながら、自然科学的方法を以て“唯一の”究極帰趣なりとするときは「これ多くの歴史家のなす所であるが、單純に矛盾たるを免れえない」という。次に第二の場合は「第二の帰趣を以て歴史における法則構成の終極目的なりと解するならば、これは断然排せらるべき論理的誤謬に陥れるものにして、これ全く根本的に人間認識の性質を誤解したものである」と。そして最後に「第三の場合は第三の帰趣を以て満足する者に対しては、かかる法則の価値に関して一言しておきたい」と前置きしてから「その一言とは即ち、かかる法則については日常生活をよく観察して得た十分に根拠ある歴史的格言から期待する以上に多くを期待してはならないということ、これである」と彼は言う。<sup>⑦</sup>

れて再び「社会主義は現行の経済組織たる近世資本主義のある所そこに必然的に成立し、その論理的根拠は固く確信した個人主義でなければならない」という命題を考察しよう。これに対して左右田は、以下の如き論評を加えてい  
る。「かくの如き命題の解釈は、研究者が当該問題の中に深く入り込み入れば入り込む程かつその研究者にして造詣深き専門家であればある程、一層複雑となり、否、全く不可能とならぬをえない。かかる法則からは、単に錯綜した成  
果を得るに止まり、問題の解釈を得ること断じて不可能である」<sup>(9)</sup>。

それ故、前述の如く、かかる経験的法則——いわゆる“歴史的関係法則”(historische Beziehungsgesetze)——は、一般に普遍的傾向を規定するために、一つの“発見手段としての価値”を有するにやしない。しかし歴史的認識は、左右田によれば出来事の單一性を出来事の“單一性の意義”(Einzigkeitsbedeutung)において知らんと欲し、それを以て史的認識は、歴史の全過程を史的・因果的進化の過程において了解する故、自らの中に“指導原理”(leitendes Prinzip)を包含せねばならないのであるが、それにいふにこそ史的認識の特質が存するのであって、これは自然科学的認識目的の特質に“還元しえるもの”である。かくて、歴史的現象の“一回性”こそが、“一定の原理によって導かれた全發展の過程”の中に特質を發揮する」とが明かになつたが、留意されねば、その理由である。つまり、それは歴史的現象が現象そのものとしてただ一度起るからという理由によるのではなく——かかる意味においては歴史的な出来事はすべて“一回的”である——、まさに“文化意義に係わる現象”だからなのである。<sup>(10)</sup>

かかる歴史的認識は、普遍概念を特定の意味と場合にのみ限定的に用いる故、原理的には“出来事の一回性を故意に闇却する経験的法則”に対立するわけであるが、左右田によれば「歴史において一般に経験的法則を排斥する」とは無意味である<sup>(11)</sup>。ここに彼が経験的法則の意義を認めるにや“おかでない”とは明かであろう。

しかし左右田は、それと同時に経験的法則の限界を指摘し、これを過大評価する者に警告を発することも怠つてはいない。いわく「ただ、経験的法則は無条件的・普遍的妥当性を有するを要し、以て歴史そのものの全過程を一旦瞭然たらしめうべし」と主張する者に対しては、かかる法則は何故に一般に存在するか、いかにして一般に成立しうるかという、その論理的出発点を忘れたものである故、前述の根拠からして否認せざるをえない。このような主張は、科学的に全く満たしえない希望と単純な現実とを混同するものである。歴史における経験的法則の意義は、まさに上述に尽き、これ以上のものではない<sup>(12)</sup>と。それ故、かかる経験的法則について論ずるときは、左右田が指摘しているように『かかる法則の背後に果して事実上の因果関係を認めうるや否や』については、まだ確実な事は知りえないことを注意しなければならない。これは、ことに『発展法則』(Entwickelungsgesetze)について言いうるであろうと。

ここにおいて彼は、再び『法則』に関する根本問題を提起するに至るのである。いわく「更に、かかる命題が一般に果して『法則』と呼ばれるや否やという疑問をさえ、しばしば発しうるのである。その場合、因果関係を説明した命題たる如上の法則が論理的に証明しえないことは言う迄もない事である。すべての自然法則が結局、厳密に言つて論理的仮説であることは暫く措くとしても、この法則の仮説的性質は、人々に通俗の意味においても明かである。

それは、殊に歴史における経験的法則が科学的には『恣意』に余りにも大きな余地を与えることである<sup>(14)</sup>と。そして左右田は、最後に「以上が歴史における経験的法則のすべての意義であつて、實にこれ以上でもなければまたこれ以下でもない」という一文を以て『歴史法則』の考察を結ぶのである。故に以上の説明は、歴史における経験的法則としての『歴史法則』を考察したものと言えよう。

## 註

- ① Vgl. Ders., a. a. O., S. 45—59. (前掲書、八五—111頁、参照)
- ② Ders., a. a. O., S. 45. (前掲書、八五頁)
- ③ Vgl., Ders., a. a. O., S. 52. (前掲書、九九頁、参照)
- ④ Ebenda. (前掲書、九九頁)
- ⑤ Ders., a. a. O., S. 53. (前掲書、100頁)
- ⑥ Vgl. Ebenda. (前掲書、101頁、参照)
- ⑦ Ders., a. a. O., S. 54. (前掲書、101—101頁)
- ⑧ Ders., a. a. O., S. 56. (前掲書、104頁)
- ⑨ Ebenda. (前掲書、106頁)
- ⑩ Vgl. Ders., a. a. O., S. 57. (前掲書、107—108頁、参照)
- ⑪ Ebenda. (前掲書、108頁)
- ⑫ Ders., a. a. O., S. 58. (前掲書、110—111頁)
- ⑬ Vgl. Ebenda. (前掲書、111頁、参照)
- ⑭ Ders., a. a. O., S. 59. (前掲書、111頁)
- ⑮ Ebenda. (前掲書、111頁)

## H 著 稲

我々は今迄、カーナナルバンヒュ、リッケルト、左右田喜一郎の文化価値哲学を中心として「科学論における自然法

則」と歴史法則を考察してきた。その際、筆者の専攻が経済政策であることから、考察は経済学との関連においてなされざるをえなかつた。そもそも“中間領域”としての経済学が、その性質上、同じ社会科学内における他の諸学とは異つた歩みをしたことは周知の事実である。それは、冒頭に述べた如く、とりわけ数学および統計学の応用において顕著に認められるところであらう。本論文においても明かなように、経済学を“中間領域”として位置づけることをめぐつて、同じ文化価値哲学に立脚する者の間でさえ見解の相違が見られるのである。ましてや、他は推して知るべしと言うべきであろう。諸学における経済学の位置づけが紛糾すると同様、経済学内における諸専攻分野の位置づけもまた単純ではない。殊に経済政策は、経済理論や経済史に比して今日もなお多くの未解決の問題を有しているようと思われる。けだし、経済政策は一方において政治、他方において哲学とも密接な関係を有し、かかる根拠からして学際研究ないし学際関係論の重要な一分野を成しているからである。その意味では、いわゆる方法論争および価値判断論争は、既に解決済みの問題ではなく、今日もなお新たに再検討されるに値するもの、従つて“古くして新しい問題”であると言えよう。

かかる問題意識を持ちつつ、筆者は本論文の主題に取組んだ。それは本来、哲学あるいは論理学の問題であろう。しかし、今日の経済学が数学や統計学を積極的に利用している以上、経済学における“法則”的意味および“自然科學的概念構成の限界”を問うことは決して不当な事ではない筈である。但し、厳密な意味における“経済法則”的問題については後日、別の機会に取扱つてみたいと思つて いる。

いざれにせよ、経済理論と密接な関連をもつて発展してきた“学問としての経済政策”がいわゆる“経済政策論”から“経済政策学”あるいは“経済政策科学”へと更に一層の発展をなさんとする風潮は今日、強まりこそすれ弱ま

ることはないかの如く見受けられる。それは、学問の必然的要請とも言えよう。たとえば、できるだけ精密な経済予測を立てることによって経済政策に貢献せんとする試みが実際に行われていることは、周知の事実であろう。とりわけ『規範科学としての厚生経済学』が、今日の経済政策論において重視されていることも否定できない事実である。そこでは、いわゆる『科学性』と並んで『法則性』もまた重要な意味を有することであろう。

かくて、経済学ことに経済政策においては、一方で『科学性』および『法則性』との関連において、他方で政策理念との関連において、経済哲学は必要不可欠であると言えよう。けだし、如上の問題は、もはや科学だけでは解決しえない性質の根本問題だからである。かかる問題に取組むに際し、筆者は文化価値哲学に依拠した。けだし、独断論や相対主義に陥ることなく『科学論』ないし『方法論』を発展させるには、これが最適と思われたからである。その中心をなすものは、周知の如く『絶対価値を前提とする方法二元論』であろう。厚生経済学も『価値』を取扱う限り、これと無関係ではない筈である。なお、それと共に『Relationismus』（関係論あるいは関係主義）の意義も極めて重要である。かくて文化価値哲学が経済政策と密接な関係を有することは今や明かになつたと言つてもよいのではなかろうか。（一九八〇年一月記）